

# 公 募 公 告

当所において下記に掲げる業務の発注を行うにあたり、申込書等の提出を招請する公告を実施します。

平成31年3月12日

分任支出負担行為担当官  
東京空港整備事務所長 衛藤 謙介

1. 業務名  
東京空港整備事務所乗用自動車による旅客運送
2. 契約期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
3. 業務の内容  
本業務は、当事務所が指示する日時及び区間における乗用自動車による旅客運送を行うものである。
4. 公募に参加する者に必要な要件に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 国土交通省関東運輸局から道路運送法に定める一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可を、営業区域として「東京都特別区」の許可を受けていること。但し、福祉タクシーのみの許可は除く。
  - (3) 東京都大田区内に営業所を有していること。
  - (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再審査を受けたものを除く。)でないこと。
  - (5) 関東地方整備局から指名停止を受けていないこと。
  - (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
5. 公募説明書の配布日時及び場所
  - (1) 配布日時  
平成31年3月12日（火）から平成31年3月26日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分とする。（最終日は16時00分まで）
  - (2) 配布場所  
〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1 東京国際空港第三庁舎4階  
東京空港整備事務所 品質管理課 契約審査係 電話 03-5757-2075

6. 申込書の提出期限及び場所

(1) 提出期限

平成31年3月26日（火）16時00分まで

(2) 提出場所

5.（2）に示す場所に、持参又は郵送もしくは託送により提出すること。（郵送、託送による場合は書留郵便等の配達記録が残る手段に限るものとし、上記提出期限までに到達することを要する。）

7. 契約者の決定方法

申込書等必要書類を提出した者のうち、上記4. に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。

8. 契約書の作成の要否 要

9. 申込書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な要件を満たさない者の申込書等は無効とする。

10. その他

(1) 申込書等については、日本語で記載すること。

(2) 本手続についての照会窓口は、5.（2）に同じ。

(3) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成31年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件に行うものである。

(4) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(5) 詳細は説明書による。